

(4) 物品の処分に係る手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
健康医療部 保健医療室 健康づくり課	<p>旧大阪府立健康科学センターにおける検診機器等の物品181件（取得価格：719,738,666円）の処分について、不用決定の決裁が、物品の処分後に行われていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 520 1611 947"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 520 1219 594">項目</th> <th data-bbox="1219 520 1611 594">年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 594 1219 699">旧大阪府立健康科学センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約締結</td> <td data-bbox="1219 594 1611 699">契約締結年月日： 平成29年1月5日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="498 699 1219 804">旧大阪府立健康科学センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約に基づく搬出収集運搬作業</td> <td data-bbox="1219 699 1611 804">平成29年1月18日から 同月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="498 804 1219 947">物品の不用決定について（伺い） ※不用品調書の不用決定年月日は平成28年10月31日に遡及されていた。</td> <td data-bbox="1219 804 1611 947">起案日：平成29年3月17日 決裁日：同月21日</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年月日	旧大阪府立健康科学センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約締結	契約締結年月日： 平成 29 年1月5日	旧大阪府立健康科学センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約に基づく搬出収集運搬作業	平成 29 年1月 18 日から 同月 31 日まで	物品の不用決定について（伺い） ※不用品調書の不用決定年月日は平成 28 年 10 月 31 日に遡及されていた。	起案日：平成 29 年3月 17 日 決裁日：同月 21 日	<p>不用品の処分事務のルール等について周知徹底を図り、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （不用の決定及び不用品の処分） 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> </div>	<p>事務局監査後、課内会議において監査結果について周知・情報共有した。 今後とも、起案時や決裁時におけるチェックを強化し、「大阪府財務規則」に基づき適正な事務執行に努めるとともに、健康づくり課内会議で更なる意識向上を図っていく。</p>
項目	年月日										
旧大阪府立健康科学センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約締結	契約締結年月日： 平成 29 年1月5日										
旧大阪府立健康科学センター産業廃棄物収集運搬処分業務委託契約に基づく搬出収集運搬作業	平成 29 年1月 18 日から 同月 31 日まで										
物品の不用決定について（伺い） ※不用品調書の不用決定年月日は平成 28 年 10 月 31 日に遡及されていた。	起案日：平成 29 年3月 17 日 決裁日：同月 21 日										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月7日から同年7月4日まで）